

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定
猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例および滋賀県知事の権限
に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)の一部改正により、同省令の題名が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に改められたことから、必要な規定の整理を行うため、滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例(平成24年滋賀県条例第12号)および滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改めることとします。
 - ア 滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例
 - イ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例</p> <p>第1条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項および第29条第4項において準用する場合を含む。）および第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）ならびに<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例</p> <p>第1条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項および第29条第4項において準用する場合を含む。）および第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）ならびに<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定獵法禁止区域等を表示する標識の寸法について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p>(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に原市および町に掲げる事務 ア～エ 省略</p> <p>(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p> <p>(61)の2 省略</p> <p>(61)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～チ 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p>(60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p> <p>(61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略</p> <p>(61)の2 省略</p> <p>(61)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）および<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（以下この項において「省令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～チ 省略</p>

(62)～(76) 省略

(62)～(76) 省略